



脳卒中・心臓病などの患者さんやそのご家族の悩み事、困りごとの相談をお受けし、情報提供をしています。

療養生活を支える制度、施設を利用しながら、自分らしく過ごすために、役立つ仕組みを活用しましょう。疾患によって生じた機能障害（麻痺、生活機能の低下など）に対して利用できる制度をご紹介します。

介護保険制度



介護保険は市町村が運営し、40歳以上の方が加入します。みなさんの暮らしを地域ぐるみで支える制度です。

●申請対象者

第1号被保険者 65歳以上の方

第2号被保険者 40歳～64歳以下で特定疾病※により介護や支援が必要になった方

※特定疾病（介護保険法施行令第二条）

・がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

- ・関節リウマチ ・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症 ・初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

【パーキンソン病関連疾患】

- ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症 ・早老症 ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症 ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●申請の流れ

市町村窓口にて申請 ▶ 訪問調査一次判定 ▶ 二次判定 ▶ 結果の通知後介護サービスの利用開始

・介護認定審査会で判定された結果が、介護保険証と一緒に届きます。

・認定が認められた場合、要支援1・2、要介護1～5のいずれかの要介護度となります。

※介護保険証交付までには約1か月～2か月かかります。

<例えば>

自宅を訪問してもらう ▶ 訪問介護・訪問リハビリ・訪問看護など

施設にかよう・施設に泊まる ▶ 通所介護・通所リハビリなど

施設でくらす ▶ 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院など

生活をとのえる ▶ 福祉用具貸与・購入,居宅介護住宅改修,短期入所,生活介護,短期入所療養介護など

生活を相談する ▶ 介護サービス利用相談・ケアプラン作成

要介護・要支援認定の申請～利用開始



身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方が申請できます。（脳卒中後に障害が残った方、心臓病の治療をした方など、申請できる可能性があるのご相談ください）

こんなときには相談支援センターを活用しましょう

相談支援センターでは、病気や治療、療養生活について、情報探しのお手伝いをしたり、相談にお応えしています。また、心のケアや、生活支援や助成制度の紹介、家族への支援の相談なども行っています。

- ・病気について「**知りたい**」とき
- ・病気の治療について「**理解して納得したい**」とき
- ・自分の考えを「**伝えたい**」とき
- ・療養生活のことについて「**聞いてみたい**」とき
- ・心の悩みを「**誰かに聞いてほしい**」とき
- ・生活や経済的なことで「**心配がある**」とき
- ・「**家族のことも相談してみたい**」とき



©鹿児島県ぐりぶー#1043

脳卒中・心臓病等総合支援センターおよび脳卒中・心臓病等相談支援窓口では脳卒中や心臓病についてのお悩みの相談に乗っています。お気軽にお越しいただくか、メール、電話などでお問い合わせいただけましたら幸いです。

e-mail: sc-shien@kufm.kagoshima-u.ac.jp 電話番号：099-275-6895